

計量証明番号第K211210-6号
2021年8月6日



計 量 証 明 書

株式会社ヒラキ産業 様

学校法人香川学園宇部環境技術センター
〒755-8551 山口県宇部市文京町4-23
TEL : 0836-32-0082 FAX : 0836-21-0083
計量証明事業登録番号 山口県第39号

ご依頼の試料の計量結果を下記のとおり証明致します。

記

試 料 名	西岐波小規模処分場 浸透水
試料採取年月日	2021年7月20日
試料採取者	当 方
計量項目・方法	別紙-1のとおり
計 量 結 果	別紙-2のとおり
計 量 管 理 者	多 田 和 樹 (環境計量士 第8801号)

【別紙-1】

計量項目及び方法

計 量 項 目	計 量 方 法
ア ル キ ル 水 銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号
総 水 銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号
カ ド ミ ウ ム	JIS K 0102 (2019) 55.3 又は 55.4
鉛	JIS K 0102 (2019) 54.3 又は 54.4
六 価 ク ロ ム	JIS K 0102 (2019) 65.2.1
砒 素	JIS K 0102 (2019) 61.3 又は 61.4
全 シ ア ン	JIS K 0102 (2019) 38.1.2 及び 38.3
P C B	昭和 46 年環境庁告示第 59 号
トリクロロエチレン	JIS K 0125 (2016) 5.1
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 (2016) 5.1
ジクロロメタン	JIS K 0125 (2016) 5.1
四 塩 化 炭 素	JIS K 0125 (2016) 5.1
1, 2-ジクロロエタン	JIS K 0125 (2016) 5.1
1, 1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 (2016) 5.1
1, 2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 (2016) 5.1
1, 1, 1-トリクロロエタン	JIS K 0125 (2016) 5.1
1, 1, 2-トリクロロエタン	JIS K 0125 (2016) 5.1
1, 3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 (2016) 5.1
チ ウ ラ ム	昭和 46 年環境庁告示第 59 号
シ マ ジ ン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号
チ オ ベ ン カ ル ブ	昭和 46 年環境庁告示第 59 号
ベ ン ゼ ン	JIS K 0125 (2016) 5.1
セレン及びその化合物	JIS K 0102 (2019) 67.3 又は 67.4
1, 4-ジオキサン	昭和 46 年環境庁告示第 59 号
ク ロ ロ エ チ レ ン	平成 9 年環境庁告示第 10 号
化学的酸素要求量	JIS K 0102 (2019) 17

【別紙-2】

計 量 結 果

試料受付年月日：2021年7月20日

計 量 項 目	西岐波小規模処分場 浸透水	基準値	定量下限値
アルキル水銀 mg/L	N D	検出されないこと	0.0005
総水銀 mg/L	N D	0.0005 以下	0.0005
カドミウム mg/L	N D	0.003 以下	0.0003
鉛 mg/L	N D	0.01 以下	0.005
六価クロム mg/L	N D	0.05 以下	0.005
砒素 mg/L	N D	0.01 以下	0.001
全シアン mg/L	N D	検出されないこと	0.1
P C B mg/L	N D	検出されないこと	0.0005
トリクロロエチレン mg/L	N D	0.01 以下	0.001
テトラクロロエチレン mg/L	N D	0.01 以下	0.001
ジクロロメタン mg/L	N D	0.02 以下	0.001
四塩化炭素 mg/L	N D	0.002 以下	0.0002
1,2-ジクロロエタン mg/L	N D	0.004 以下	0.0004
1,1-ジクロロエチレン mg/L	N D	0.1 以下	0.001
1,2-ジクロロエチレン mg/L	N D	0.04 以下	0.002
1,1,1-トリクロロエタン mg/L	N D	1 以下	0.001
1,1,2-トリクロロエタン mg/L	N D	0.006 以下	0.0006
1,3-ジクロロプロペン mg/L	N D	0.002 以下	0.0002
チウラム mg/L	N D	0.006 以下	0.0006
シマジン mg/L	N D	0.003 以下	0.0003
チオベンカルブ mg/L	N D	0.02 以下	0.001
ベンゼン mg/L	N D	0.01 以下	0.001
セレン及びその化合物 mg/L	N D	0.01 以下	0.002
1,4-ジオキサン mg/L	N D	0.05 以下	0.005
クロロエチレン mg/L	N D	0.002 以下	0.0002
化学的酸素要求量(COD _{Mn}) mg/L	5.9	40 以下	0.5

注) NDは、定量下限値未満を示す。

基準値とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総・厚令第1号)に基づく。

1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

試験者：(学)香川学園宇部環境技術センター [計量証明番号第K2(0)210-6号]